

政治活動に関する寄附等について

私たちの住む国や地域では、選挙によって選ばれた代表により政治が行われており、政党その他の政治団体や公職の候補者が重要な役割を果たしています。

政治団体や公職の候補者の政治資金は、民主政治の健全な発達を求め拠出される国民の浄財であることから、政治資金規正法(以下、「規正法」という。)により、政治団体の届出、収支状況の公開、寄附の制限等のルールが定められています。



① 「政治団体」を設立した場合は設立届が必要です

次に該当する団体は「政治団体」とされ、規正法により、県選挙管理委員会等への設立届が義務付けられています。届出前の政治団体は、政治活動のため寄附を受けたり、支出をすることができません。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ③ 次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - イ) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

※このほか、国会議員等が主催する政策研究団体、政治資金団体、一定規模以上の政治資金パーティも「政治団体」とみなされます。

宮崎県内には、政党の支部や公職の候補者の後援会、特定の業種・職種の関係者でつくる団体など様々な政治団体があり、平成30年末現在で695の団体があります。

② 政治団体の収支状況は公表されています



政治団体は、規正法により毎年1月から12月までの収支を、「政治資金収支報告書」にまとめ県選挙管理委員会等に提出することが義務付けられています。県選挙管理委員会等では、収支の合計額など形式に誤りがないかを審査し、翌年11月までに収支報告書の要旨等を公表しています。

宮崎県では平成28年分の政治資金収支報告書からインターネットで公表しています。(公表から3年間公開)詳しくは、県選挙管理委員会のホームページ(<https://www.pref.miyazaki.lg/senkyo/index.html>)をご覧ください。

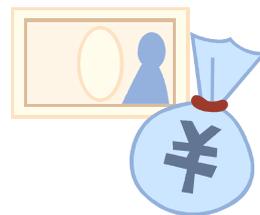
③ 政治活動に関する寄附等については一定の制限があります

政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を行う場合、規正法により次のような制限があります。

【寄附者や寄附の対象者による制限】

- ① 会社・団体は、政党・政治資金団体以外の政治団体には寄附できません。
※ 会費などの名目で支払う場合も寄附とみなされます。

- ② 公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)には、金銭・有価証券による寄附はできません。



【寄附の量的制限等】

- ① 年間に個人や会社・団体が政治団体等に寄附できる金額等には上限があります。
- ② 年間に個人や会社・団体が政治資金パーティーの対価として支払う金額等には上限があります。

【寄附の質的制限】

補助金等を受けている会社、赤字会社、外国人・外国法人、他人名義・匿名による寄附は禁止されています。

【その他】

寄附のあつせんに係る威圧的行為の禁止、意思に反するチェック・オフ(給与からの天引き等)の禁止などのルールがあります。

詳しくは、インターネット上で読むことができる、総務省自治行政局選挙部政治資金課『政治資金規正法のあらまし』や(公財)明るい選挙推進協会『くらしの中の選挙－政治資金版－』(平成28年3月改訂版)をご参照ください。